

## スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について(報告)

### 1. 指定管理者更新について

- (1) 指定管理者制度を導入(更新)した管理運営とする。
- (2) 指定管理者は、公募により選定する。
- (3) 指定管理期間は5年とする。(令和6年4月1日～令和11年3月31日)  
    《更新するスポーツ9施設》: ①袖ヶ浦体育館、②東部体育館、③秋津サッカー場、④秋津野球場、⑤茜浜パークゴルフ場、⑥秋津テニスコート、⑦袖ヶ浦テニスコート、⑧実籾テニスコート、⑨芝園テニスコート・芝園フットサル場

### 2. 料金改定について(令和6年4月1日適用)

- (1) 積算基準に基づき、指定管理者制度更新に併せて利用料金を改訂する。  
    別紙「使用料一覧表のとおり」
- (2) 秋津サッカー場に、プロ選手利用の料金設定を設ける。  
    近隣他市条例との均衡を図り、プロ利用料金を創設し、一般の2倍とする。

### 3. 今後のスケジュールについて

日付	内容
令和5年7月1日	広報誌、市ホームページでの周知
7月3日～14日	資料配布
8月1日～17日	申請書受付
9月中旬	応募者面接
10月上旬	指定管理者候補者の選定
11月8日	習志野市スポーツ推進審議会へ候補者の選定について報告
12月下旬	指定管理者の指定議決(第4回定例会)
令和6年4月1日	年度協定書の締結・業務開始、新料金適用